公益財団法人長野県スポーツ協会
長野県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会登録審査細則

（総則）

第１条　本細則は、公益財団法人長野県スポーツ協会長野県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会登録規程第４条により、公益財団法人長野県スポーツ協会長野県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会（以下「県協議会」という。）が実施する登録審査に関することについて定める。

（登録審査委員会）

第２条　県協議会は、登録審査を実施するため、「総合型地域スポーツクラブ登録審査委員会（以下「登録審査委員会」という。）」を設置する。

（登録審査委員会の構成）

第３条　登録審査委員会は、委員長及び若干名の委員をもって構成する。

２　委員長及び委員は、次の各号に掲げる者の中からそれぞれ１名以上を長野県スポーツ協会理事長が委嘱する。

（１）長野県スポーツ協会役員又は担当者

（２）長野県行政担当者

（３）県協議会役員又は担当者

（４）学識経験者

（オブザーバー）

第４条　登録審査委員会委員長は、必要に応じ、オブザーバーとしてクラブアドバイザーの出席を求めることができる。

２　オブザーバーは、登録審査委員会に出席し、委員長及び委員から求められた場合には、意見を述べることができる。

３　オブザーバーは、登録審査委員会の議決権を有しない。

（委員の任期）

第５条　登録審査委員の任期は、２年とする。ただし、再任を妨げない。

２　委員に欠員を生じた場合は、欠員を補充する。ただし、補充委員の任期は、前任者の残任期間とし、増員による役員の任期はほかの役員の残任期間とする。

３　委員は、任期が満了しても、後任者が就任するまで、なおその職務を行う。

（登録審査委員会の招集及び決議）

第６条　登録審査委員会は、委員長がこれを招集し、その議長となる。

２　登録審査委員会の議事は、出席した委員の合意により決議する。

（登録審査方法）

第７条　登録審査委員会は、登録審査として書類審査及び実地審査を行う。ただし、登録審査委員会の判断で、実地審査を省略することができる。

２　書類審査は、総合型地域スポーツクラブ（以下「総合型クラブ」という。）から提出を受けた以下の申請書類①から⑨を基に行う。

申請書類①　登録基準確認用紙

申請書類②　基礎情報書類（総合型クラブ概要等）

申請書類③　規約・会則・定款等

申請書類④　役員名簿

申請書類⑤　総合型クラブ内で承認を得た当該年度事業計画・予算

申請書類⑥　総合型クラブ内で承認を得た前年度事業報告・決算

※申請年度に創設した総合型クラブは、提出不要。

申請書類⑦　総合型クラブの評価指標を用いた自クラブの自己点検・評価の結果

申請書類⑧　上記⑤及び⑥を議決した際の議事録

※申請年度に創設した総合型クラブは⑥に係る書類は提出不要

申請書類⑨　スポーツガバナンスウェブサイトを用いた自己説明・公表確認書

３　実地審査は、原則として総合型クラブの代表者及び、その他１名以上の当該クラブの実務を管理する者（クラブマネジャー等）が立会いの下、前項により当該クラブから提出を受けた書類内容を客観的に確認するために、登録審査委員を含む２名以上が実施する。

（登録審査結果の報告）

第８条　登録審査委員会は、前条による登録審査結果を審査実施当該年度の８月末日までに別に定める様式により県協議会へ提出するものとする。

（改定）

第９条　本細則は、県協議会常任幹事会の議決により変更することができる。

附　則

１　本細則は、令和４年４月１日から施行する。ただし、第７条第２項については、令和５年３月末日までの間は、審査方法を形式審査とする。